

奈良市公報

号 外 第 6 号

平成27年 3月 9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目 次

告 示

○平成25年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 1

告 示

奈良市告示第162号

平成26年奈良市議会 3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年 3月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計補正予算(第5号)
- 2 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成25年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 4 平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 5 平成25年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 平成25年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 7 平成25年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)

- 8 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第4号)
- 9 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算(第2号)

平成25年度奈良市一般会計補正予算(第5号)

平成25年度奈良市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ447,719千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,446,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1. 市 税		51,866,427	△700,000	51,166,427
	1. 市 民 税	26,040,396	△235,593	25,804,803
	2. 固 定 資 産 税	19,280,646	△447,681	18,832,965
	8. 都 市 計 画 税	3,177,629	△16,726	3,160,903
5. 株 式 等 譲 渡 所得割交付金		80,000	290,000	370,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所得割交付金	80,000	290,000	370,000
10. 地方特例交付金		240,000	△49,161	190,839
	1. 地方特例交付金	240,000	△49,161	190,839
11. 地方交付税		15,803,914	6,379	15,810,293
	1. 地方交付税	15,803,914	6,379	15,810,293
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		1,386,744	△9,889	1,376,855
	2. 負 担 金	1,373,609	△9,889	1,363,720
15. 国庫支出金		21,838,749	△146,916	21,691,833
	1. 国庫負担金	18,015,446	△34,000	17,981,446
	2. 国庫補助金	938,357	63,569	1,001,926

	4. 国庫交付金	2,765,616	△176,485	2,589,131
16. 県支出金		5,977,722	△154,932	5,822,790
	1. 県負担金	4,277,671	5,175	4,282,846
	2. 県補助金	1,497,853	△109,107	1,388,746
	3. 県委託金	175,057	△51,000	124,057
21. 諸収入		2,417,972	△254,600	2,163,372
	1. 延滞金・加算金及び過料	378,985	△178,000	200,985
	3. 貸付金元利収入	1,346,985	△80,000	1,266,985
	4. 雑入	688,592	3,400	691,992
22. 市債		16,242,900	571,400	16,814,300
	1. 市債	16,242,900	571,400	16,814,300
歳入合計		125,913,772	△447,719	125,466,053

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2. 総務費		15,506,281	△39,144	15,467,137
	1. 総務管理費	12,086,286	103,000	12,189,286
	2. 企画費	1,351,924	△26,144	1,325,780
	5. 選挙費	395,595	△116,000	279,595
3. 民生費		51,000,364	△235,497	50,764,867
	1. 社会福祉費	20,565,135	△54,766	20,510,369
	2. 児童福祉費	16,836,818	△183,114	16,653,704
	3. 生活保護費	13,539,192	2,383	13,541,575
4. 衛生費		10,799,235	△37,300	10,761,935
	1. 保健衛生費	2,043,161	△50,500	1,992,661
	2. 保健所費	1,819,012	23,200	1,842,212
	3. 清掃費	5,565,546	△10,000	5,555,546
6. 農林水産業費		504,553	34,800	539,353
	1. 農林費	504,553	34,800	539,353
7. 商工費		1,550,888	△80,000	1,470,888
	1. 商工費	1,550,888	△80,000	1,470,888
8. 観光費		1,187,728	47,291	1,235,019
	1. 観光費	1,187,728	47,291	1,235,019
9. 土木費		10,879,966	△744,569	10,135,397
	2. 道路橋梁費	2,688,548	63,734	2,752,282
	3. 河川費	442,166	△99,000	343,166
	4. 都市計画費	7,170,053	△733,803	6,436,250
	5. 住宅費	384,986	24,500	409,486
11. 教育費		11,748,401	606,700	12,355,101
	1. 教育総務費	2,765,388	△27,300	2,738,088
	2. 小学校費	1,685,804	464,500	2,150,304
	3. 中学校費	2,358,843	23,000	2,381,843
	4. 高等学校費	895,737	139,000	1,034,737
	5. 幼稚園費	1,606,228	7,500	1,613,728
歳出合計		125,913,772	△447,719	125,466,053

第2表 継続費補正

1. 変更分

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
総務費	徴税費	固定資産路線価付設業務	千円	平成24年度	千円	千円	平成24年度	千円
			109,201		20,967	109,981	20,967	
				平成25年度	60,934		60,934	
			平成26年度	27,300		平成26年度	28,080	

				年度		年度	
土木費	都市計画費	都市計画マスタープラン策定	9,953	平成24年度	7,000	平成24年度	7,000
				平成25年度		2,953	平成25年度
				平成26年度		平成26年度	953

第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 363,498
	1. 総務管理費	庁舎等施設整備事業	190,302
		スポーツ施設整備事業	103,000
	2. 企画費	交通環境整備経費	1,696
		文化振興施設整備事業	68,500
3. 民生費			625,907
	1. 社会福祉費	環境改善施設整備事業	9,000
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	616,907
4. 衛生費			18,000
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	12,000
	3. 清掃費	クリーンセンター建設計画策定経費	6,000
6. 農林水産業費			4,700
	1. 農林費	治山費	4,700
8. 観光費			93,077
	1. 観光費	奈良のシカ生息状況調査経費	1,304
		観光施設整備事業	91,773
9. 土木費			1,215,742
	1. 土木管理費	公営住宅明渡請求訴訟経費	800
	2. 道路橋梁費	道路ストック調査経費	31,000
		道路橋梁新設改良事業	457,000
	3. 河川費	河川維持補修経費	4,714
		河川堤防改修事業	82,428
	4. 都市計画費	歴史的風致維持向上計画策定経費	4,620
		街路事業	580,680
		公園事業	30,000
	5. 住宅費	公営住宅整備事業	24,500
10. 消防費			32,106
	1. 消防費	消防施設整備事業	32,106
11. 教育費			2,300,569
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	979,200
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	870,356
	4. 高等学校費	高等学校施設整備事業	139,000
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	279,500
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	3,750
		世界遺産包括的保存管理計画策定経費	5,400
		社会教育施設整備事業	21,000
	7. 保健体育費	給食設備整備経費	2,363
12. 災害復旧費			45,260
	1. 農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	23,600
	2. 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	21,660
合	計		4,698,859

第4表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市済美地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市柳生地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市とみの里地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市右京地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市帯解地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市朱雀地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東市地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市左京地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青和地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保川地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市辰市地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月瀬地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西大寺北地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保台地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

2. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
新斎苑環境評価業務委託	平成25年度から平成26年度まで	千円 60,000

第5表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
文化振興施設整備事業	40,500 ^{千円}	45,900 ^{千円}
スポーツ施設整備事業	10,000	78,600
福祉施設整備事業	536,800	609,600
環境改善事業	7,000	—
保健衛生施設整備事業	35,400	69,300
土地基盤整備事業	70,600	105,400
観光施設整備事業	334,600	112,600
道路事業	1,198,500	1,213,600
河川事業	190,500	141,000
都市計画事業	1,096,300	694,500
公営住宅建設事業	5,800	18,300
義務教育施設整備事業	1,821,900	2,150,500
高等学校施設整備事業	6,000	96,700
幼稚園施設整備事業	120,400	328,100
退職手当	2,090,000	2,471,600
計	16,242,900	16,814,300

平成25年度奈良市下水道事業費
特別会計補正予算（第2号）

平成25年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ85,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,651,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		千円 279,148	千円 40,050	千円 319,198
	1. 国庫交付金	279,148	40,050	319,198
6. 繰入金		2,511,547	30,950	2,542,497
	1. 一般会計繰入金	2,508,697	30,950	2,539,647
8. 市債		1,823,900	14,800	1,838,700
	1. 市債	1,823,900	14,800	1,838,700
歳入合計		8,566,143	85,800	8,651,943

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		千円 4,046,927	千円 △24,200	千円 4,022,727
	1. 下水道費	2,994,027	62,900	3,056,927
	2. 下水管渠費	911,400	△54,000	857,400
	3. 大和川流域下水道整備事業費	141,500	△33,100	108,400
2. 農林集落排水事業費		257,716	110,000	367,716
	2. 農業集落排水施設整備費	155,100	110,000	265,100
歳出合計		8,566,143	85,800	8,651,943

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費			千円 365,200
	2. 下水管渠費	下水管渠布設事業	273,100
		下水処理場整備事業	45,000
	3. 大和川流域下水道整備事業費	大和川流域下水道整備事業	47,100
2. 農業集落排水事業費			111,300
	1. 農業集落排水費	農業集落排水処理費	1,300
	2. 農業集落排水施設整備費	農業集落排水施設整備事業	110,000
合計			476,500

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	千円 1,823,900	千円 1,838,700
計	1,823,900	1,838,700

平成25年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成25年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,248,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		千円 2,266,563	千円 53,066	千円 2,319,629
	2. 基金繰入金	158,463	53,066	211,529
歳入合計		37,195,791	53,066	37,248,857

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 共同事業拠出金		千円 3,899,630	千円 53,066	千円 3,952,696

	1. 共同事業拠出金	3,899,630	53,066	3,952,696
歳出合計		37,195,791	53,066	37,248,857

平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ28,990千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,447,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		千円 32,700	千円 △7,790	千円 24,910
	1. 国庫交付金	32,700	△7,790	24,910
4. 市債		441,600	△21,200	420,400
	1. 市債	441,600	△21,200	420,400
歳入合計		1,476,180	△28,990	1,447,190

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		千円 436,139	千円 △9,000	千円 427,139
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	436,139	△9,000	427,139
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		211,500	△19,990	191,510
	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	211,500	△19,990	191,510
歳出合計		1,476,180	△28,990	1,447,190

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費			千円 136,100
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	136,100
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費			40,400
	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	40,400
合計			176,500

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 315,500	千円 306,500
JR奈良駅南地区土地区画整理事業	126,100	113,900
計	441,600	420,400

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		千円 100,000	千円 △2,000	千円 98,000
	1. 使用料	100,000	△2,000	98,000
2. 繰入金		233,158	2,000	235,158
	1. 一般会計繰入金	233,158	2,000	235,158
歳入合計		333,200	-	333,200

平成25年度奈良市後期高齢者
医療特別会計補正予算(第1号)

平成25年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		千円 753,188	千円 △7,554	千円 745,634
	1. 一般会計繰入金	753,188	△7,554	745,634
歳入合計		4,870,000	△7,554	4,862,446

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 4,617,880	千円 △7,554	千円 4,610,326
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,617,880	△7,554	4,610,326
歳出合計		4,870,000	△7,554	4,862,446

平成25年度奈良市病院事業会計
補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	606,235千円	12,058千円	618,293千円
第2項 医業外収益	471,450千円	9,378千円	480,828千円
第3項 看護師養成事業収益	53,800千円	2,680千円	56,480千円
支出			
第1款 病院事業費用	572,400千円	12,058千円	584,458千円
第1項 医業費用	493,643千円	9,378千円	503,021千円
第3項 看護師養成事業費用	53,800千円	2,680千円	56,480千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	51,587千円	△85千円	51,502千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第10条中「101,673千円」を「102,173千円」に改める。

平成25年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算(第4号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	370,714千円	30,171千円	400,885千円
第1項 営業費用	289,005千円	30,171千円	319,176千円

平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道
事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用	77,247千円	6,648千円	83,895千円
第1項 営業費用	68,432千円	6,648千円	75,080千円

(平成26年3月24日揭示済)